

議会基本条例制定特別委員会記録（要旨）

日時 平成23年4月25日（月）
午前10時00分～11時40分
場所 第1委員会室

出席者 二見委員長 根岸副委員長 小笠原委員 神保委員 桑原委員 原委員
添田委員 三橋委員
事務局 大野局長 鐘ヶ江庶務課長 和田副主幹

- 委員長 議題1の専門アドバイザーについて。
開成前町長の露木氏に依頼する話だが、快諾してくれたので5月19日14時から第1委員会室で研修会を行う。
研修会の実施方法について議論していただきたい。
- 委員 今日特別委員会に向けて簡単な懇談会を行なった。今回は町民と共に作る条例にしたいということでは合意している。
研修会について、第1委員会室では傍聴も少ししか入れないので、違う場所を考えてはどうか。掲示板などで知らせ、町民にも露木氏の話を知りたいという人が多いのでは。
- 委員 その考え方には賛成。生涯学習センターのミーティングルームを借りるなど広いところで開催するのは良い。
- 委員 ただ、生涯学習センターを1ヶ月前に予約するのは難しい。本会議場で行うのはどうか。
- 委員 当初、懇談会という形で実施しようという話だったと承知している。広くやるのは、議員の（条例に関する）見識を深めてからの話で、今の話だと流れが違う。
- 委員 勉強会なのだから、町民にお知らせし、一般の方に参加していただくのは良いことではないか。
- 委員 前回の話ではそのような内容ではなかった。露木氏にはどのように依頼しているのか。
- 委員長 特に具体的な依頼というのでなく、基本条例制定のための委員会を設置したので、来ていただけないかとお願ひした。
- 委員 研修という位置づけで、町民も自由参加ということにして規制を設けるべきではない。
- 委員 講習会をやっていただいて費用はかかるのか。また継続して実施するのかという問題もある。

- 委員 露木氏をお招きするのは全員賛成。継続するか、1回限りかという点と、この委員会室で開催して傍聴を認めるか、広い場所で開催するかという点。
- 委員長 露木氏の講演会の継続性については、まず第1回を開催して、それから判断すれば良い。
- 委員 彼は法制上の専門家というのではないし、政府の委員をやっておられたということでもあるが、一度話を聴いてその後についてはまた判断すればいい。
- 委員 こだわるようだが、委員会形式で開催をお願いしたい。傍聴はもちろん認める。
- 委員 結論としては、場所を第1委員会室にするということか。
- 委員 いかに町民の方々に基本条例について興味を持っていただくかで、露木氏の講演は意識を高めるのに効果はあるので、それなりの場所を選んだ方が良い。その場で議会基本条例の説明も委員長にさせていただくような演出も必要ではないかと思う。
- 委員長 まず議員が基本条例について知識を深めることが必要だと考えていた。
- 委員 以前話した通り、露木氏にアドバイスを受けて、どの時点で一般の方とお話する機会を設けるか。
- 委員長 これはアドバイスではない。また研修にかかる費用だが、露木氏は辞退された。この会議室で研修会としてやるか、広い場所で講演形式でやるか。
- 委員 この場所（第1委員会室）が良い。
（「第1委員会室」に決定）
- 委員長 議題2の町民参加のあり方について。パブリックコメントなど、そうした町民参加をいつの時点で行うか。
- 委員 パブリックコメントができるのは素案が出来上がってからだろう。
- 委員 今後、委員会を何度か持って、今日も傍聴者がいらっしゃるが、町民の盛り上がりを見て意見交換するのが良いのでは。
- 委員 委員長は先程パブリックコメントと言ったが・・・。
- 委員長 あくまで参加形式の一例であって、町民参加的なものをいつの時点で、どのような形式で行ったら良いかというのは皆さんで話し合ってください。
- 委員 町民参加は第1回目からとすれば良いと思う。
- 委員 ある程度の素案が出来てからが良い。骨子ができてから参加いただいた方がよいと思う。
- 委員 一般向け会議を開いて意見を聴くのは良いが、いつもやるというのはおかしい。この議事録はホームページで公開されているので委員会としてフィードバックしていけばいいのでは。
- 委員 条例制定に町民と議会で参加するのが良い。町民参加をどのように求めるのか、委員会の最後に意見を言っていただくという案については、前回賛同をいただけなかった。

- 委員 先程の意見の中にあった町民の盛り上がりというのはどのようにとらえるのか。また、この会議は定期的に毎月1回やるのだから、半年に1回円卓でやっていけばいいのでは。
- 委員 当面時期を決めるのは難しい。半年に1度円卓というのもいいが、今日も2人しか傍聴がない中で、違う手法を使っていかないと広がりが無い。今回は2回目だが、今後広がりを持たせるよう工夫しなければならない。
- 委員 時間帯も考え、参加しやすいようにしなければならない。生涯学習センターで夜間、日曜やるとか、皆さんが来やすい時間に設定する必要があるのでは。
- 委員長 今の意見についてよろしいですか。日曜、祭日に機運が盛り上がったところでやる。
- 委員 良いと思う。
- 委員 この条例については、町民や議会で決めるもの。必要なら補正予算を組めばいい。
- 委員長 議会事務局長、この委員会について補正予算は取れるのか。
- 事務局長 補正しても9月になる。政務調査費を充当するより補正を組んだ方が良い。使用料、講師謝礼の計上ということになる。
- 委員長 計上すれば予算は必ず取れるのか。
- 事務局長 保証するというものではない。
- 委員 予算を審議するのは我々議員。予算は堂々と要求すればいい。
- 委員長 では補正の可能性があるということで期待する。毎月の例会で基本条例をつくりながら、機運が高まったところに開催する。
- 委員 機運が高まらないこともある。時期は曖昧でなく具体的にしないと。
- 委員 素案が出来た時点が良い。
- 委員 全体的な素案が出来てからという話で、広瀬先生を呼ぶとしたらいつの時点でやるか、全体的な組み立てをしないと。
- 委員 広瀬先生※注をお招きするのに、アドバイザーか、単発的な講習会にするかで予算組みも違ってくる。(※注 広瀬克哉法政大学法学部教授)
- 委員 先生にお願いするのに、予算がどのくらいあって、いつくらいにやるのか分からないとお願いのしようがない。
- 委員 講演をどの程度でお引き受けいただけるのか。
- 委員 先生は志の高い方で必要最低限の金額でやって下さったような話だったが、回数を重ねるとなると、交通費はもちろん、文章の「てにをは」までみていただくというわけにはいかなくなる。
- 委員 流れとしては夏に一度周知するために講演会を開いてもらいたい。先生にこだわらなければ、できれば夏あたりがいい。

- 委員長 広瀬先生に聞いてみては。
素案が出来たら、とは言っても予定については皆目検討がつかない。素案が出来てからの町民参加で良いか。
- 委員 夏に講演会をして、9月に意見交換会をしては。
- 委員 素案が出来てからというのでは時機を逸している。町民参加は早い段階からやった方がいい。
- 委員長 講演会のあと、9月に意見交換会ができるのか。
- 委員 考え方については問題無い。しかしタイムスケジュールのことを考えると、9月は議会の日程がびっしり入って違う組織の会議もあるので身動きがとれない。夏の講演も、昨年のように暑かったら人が集まらない。10月あたりにするのが良い。
- 委員長 8月の講演というのは、先生のご都合ということもあって出た案。講演のあと、町民参加の意見交換とすればよい。
- 委員長 議題3、傍聴者について。この会議の委員、委員以外の議員も含め、傍聴者の発言について。
- 委員 委員以外の議員については、他の委員会同様、暫時休憩して意見を出してもらう方法が良い。
(休憩時の発言を許可することとする。)
- 委員長 次に町民の発言について、どのような取扱いとするか。
- 委員 特別委員会であることから通常システムに従うべきではないか。町民の意見を入れるにあたっては、委員会終了後に意見を聴く機会を設ける。
- 委員 特別委員会の委員、それ以外の議員、町民という3つの立場がある。委員以外の議員と町民と同等に扱っても不都合は無いのでは。ただ、そのような機会を与えても良いが、その取扱いを明確にしておかないといけない。
- 委員 特別委員会終了後に、という意見に賛成。限られた時間の中で、色々な立場の方がおいでになる。いったん会議を閉会して意見を聴いた方が良い。質問が出たときの対応は真摯に、議会人として恥ずかしくない対応をするということ。
- 委員 私も、委員会終了後にという意見に賛成する。頂いた意見は委員会の中で諮り、きちんとフィードバックすれば問題は無い。町民の意見をどのように反映したかが明確になれば良い。
- 委員 傍聴者の質問内容によっては、決まっていないことについては答えることができない。今後、このようなものがあるという意見については取り上げる。
- 委員 その意見に賛成。
- 委員長 それでは、町民の傍聴者については委員会終了後、参考意見として取扱うこととしてよろしいか。(異議なし)
- 委員長 議題4、条例制定の進め方について。委員の一人から、最初に制定した自治体

- と、最近制定した自治体のものを参考にしては、との意見が前回あった。
- 委員 この条例がなぜ必要なのかを明確にして住民にアピールする必要がある。何が必要かという全体的なコンセンサスが必要だ。
- 委員長 どこの条例をみてもこういうわけでこのような条例を作ったということが条例の前文に書いてある。皆さんで前文を作って討議すればそれが見えてくる。
- 委員 全国 168 団体が基本条例を持っているが、似たものが多い。内容を考えるのも結構だが、なぜ町として条例を持つのかとなると、前文にある通りですというと、全国同じような感じになって矛盾を生じないか。
- 委員 前文で意志の確認ができれば良い。
- 委員 168 団体で似たような条例を作っているというが、これは地方公共団体の役割が普遍的だからだ。普遍的なものの中に二宮的なものをいかに入れるか。そんなに変わったものができるとは思わない。
- 委員 たたき台を出して、それに対して意見を出し合っていけば良い。議長提案で素案を出してやっつけていけばいい。白紙の状態から決めるのは難しい。
- 委員 自分なりに複数の自治体の条例を比較して表を作った。項目によっては各市町村ほとんど一緒。それぞれに書かれている骨子を見ればポイントが分かる。
- 委員長 前文になぜこの条例が必要なのか書かれている。どの市町村も大差無い。その中で二宮町が特色ある基本条例を作っていただければいい。
- 委員 その通り。どの自治体も目指すところは一緒。ある程度同じようになるのはやむを得ない。ただまったくのコピーというわけにもいかない。その中で独自性を出すというのは難しい。町が何を指すのかをこの中で話し合うことができればいいと思う。意見を出してもらって前文に盛り込めればいいと思う。
- 委員長 どうあるべきかを皆さんで考えながら作っていきたいということで、問題はその方法。皆さんが勝手に発言してもまとまらなくなる。どのようにまとめていったらよいか。全体でまとまらないということになれば、例えば 2 つのグループに分けて議論し、まとめたものを持ち寄って議論ということではいかかがか。
- 委員 グループ分けをして 2 つに分かれたときに、4 人ずつとなるが、それで果たして合意が取れるのか。調整といっても各委員の価値観の違いが出てくる。
- 委員 どのポイントを前文に入れるか。町民の参加といったキーワードをどのように盛り込むかを議論していくというのはいかがかがか。
- 委員長 小グループに分けて行うということではよろしいか。分け方をどうするか。
(委員協議)
- 委員長 それでは、A グループが根岸、原、桑原、神保各委員、B グループが小笠原、二見、三橋、添田各委員とする。
(休憩 11 時 15 分～11 時 25 分)
- 委員長 次回の委員会だが、5 月 25 日に全員協議会があるので、その日の午前 10 時よ

り第1委員会室で開催する。

委員 グループで10時からなのか。

委員 5月25日の委員会に向けて、それぞれのワーキンググループで作業して、出来上がった前文を持ち寄った方が良い。

委員 賛成。4人の中で調整し、詰めたものを持ち寄った方が良い。

委員長 ワーキンググループ会議の開催は何度でも、グループの自由でやってもらう。

委員 大きな枠の中での、条例制定の進め方について。前文をたたいて、その後の事はいいのか。夏に講演会を開くにあたってそれに向けたたたき台を作るとか、大きなスケジュールを作るのかどうか。

委員 ワーキングについては一度やってみて、諸々のこともワーキングでやっていくのかを決めてはどうか。

委員 漠然とした中で一応2年という期間でやるということになっているが、どこまでどのようにタイムスケジュールを組むのかは難しい問題で、そこまではまだ決められない。

委員 確認だが、グループでやるのは前文だけなのか。

委員長 前文もやりながら、目的もやる。

委員 各市町村の条例を見ると、前文と目的がかぶっている。私としては前文と目的をセットで議論すれば良いのではと思う。

委員長 目的は簡素で一言でしか書いていない。それについては皆さんで議論していただきたい。二宮に必要なものを話し合っていただきたい。

委員 各グループで話し合えば良い。

委員 前文と目的を一緒に考えるのは必要。

委員長 その他何かありますか。無ければ委員会を終了します。